

税務署からお知らせ

年末調整の手順や法定調書・給与支払報告書の作成方法、及び青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点について、説明会を開催します。

開催日 11月20日(金)

◎ 年末調整について

対象

法人及び個人の白色申告者

場所

市民文化会館大ホール

時間

13時30分～15時30分

書類は対象となる方へ事前
に送付しますので、当日必ず
持参してください。

◎ 青色申告決算について

対象

個人の青色申告者

場所

市民文化会館大会議室

時間

① 10時～正午

② 13時30分～15時30分

※①と②は同じ内容ですので、
ご都合に合わせて参加して
ください。

平成27年分の青色申告決算

書用紙は確定申告書用紙等に
同封されます。不足する書類
がある場合は説明会場又は下
田税務署で配布します。

問合せ先 下田税務署
☎ 0185

社会保険料控除証明書は
年末調整・確定申告まで
大切に保管を！

国民年金保険料は、その年
の1月1日から12月31日まで
に納付した金額が、所得税お
よび住民税の社会保険料控除
の対象になります。

ただし、この控除をうける
ためには、年末調整や確定申
告などの際に、保険料を納付
したことを証明する書類(控
除証明書または領収証書)の
添付が義務付けられています。

このため、1年間に納付し
た国民年金保険料の納付額を
証明した「社会保険料(国民
年金保険料)控除証明書」が、
11月上旬または翌年2月上旬
に日本年金機構本部から次の
方に送付されます。

○ 11月上旬送付対象者

平成27年1月1日から9月
30日までの間に国民年金保険

料を納付された方

○ 2月上旬送付対象者

平成27年10月1日から12月
31日までの間に今年初めて国
民年金保険料を納付された方
なお、ご家族の国民年金保
険料を納付された場合も、ご
自身分の社会保険料控除に加
えることができますので、ご
家族あてに送られた控除証明
書を添付のうえ申告をお願い
します。

問合せ先

三島年金事務所国民年金課
☎ 055-973-1444

「5年の後納制度」が
始まります！

過去10年間の国民年金保険
料の未納期間等を納めること
ができる後納制度(10年の後
納制度)が今年の9月30日を
もって終了し、新たに過去5
年間で未納等になっている期
間を納めることができる制度
が10月から始まりました。

後納制度を

ご利用いただける方

① 20歳以上60歳未満の方で、
5年以内に納め忘れの期間

(納付・免除以外)や未加入
期間がある方

② 60歳以上65歳未満の方で、
①のほか任意加入中に納め
忘れの期間がある方
③ 65歳以上の方で、年金受給
資格がなく任意加入中の方
など

※60歳以上で老齢基礎年金を
受け取っている方はお申込
みできません。

問合せ先

国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570-0111050
三島年金事務所国民年金課
☎ 055-973-1444

11月は
「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労
働省と協力し毎年11月を「ね
んきん月間」とし、「国民お一
人お一人、『ねんきんネット』
等を活用しながら、高齢期の
生活設計に思いを巡らせてい
ただく日」として、11月30日
(いみらい)を「ねんきんの
日」としました。

この機会に、「ねんきん定
期便」や「ねんきんネット」
で年金記録と年金受給見込額
を確認し、未来の生活設計に

ついて考えてみましょう。

ねんきんネットを利用する
と、いつでも自分自身の年金
記録を確認できるほか、将来
の年金受給見込額について、
年金記録を基にさまざまなパ
ターンの試算をすることもで
きます。

パソコン以外に携帯電話で
も登録可能ですので、ぜひご
利用ください。

問合せ先

ねんきん定期便・ねんきん
ネット等専用ダイヤル
☎ 0570-058-555

静岡県最低賃金が
改正されました
「時間額783円」

静岡県内の事業場で働く
(パート、アルバイト含む)す
べての労働者に適用される
「静岡県最低賃金」が改正され、
平成27年10月3日から「時間
額783円」となりました。
特定の産業には特定(産業
別)最低賃金が定められてい
ます。

問合せ先

静岡労働局賃金室
☎ 054-254-6315